

造林事業請負契約書(案)

- 1 事業名 松くい虫防除事業（無人航空機薬剤散布）請負
- 2 使用機種 ○○○○○○ ○○○型
- 3 散布薬剤名 ○○○○○○ （農林水産省登録第○○○○○号）
及び数量 原液 ○○○〇ℓ
- 4 作業場所 福岡市東区 黒山国有林47い林班外
- 5 作業量及び期間
(1) 散布面積 28.41ha （1回散布）（別紙、図面のとおり）
(2) 散布総量 852.3ℓ
(3) 作業期間 自：令和8年○月○日～至：令和8年6月30日
（うち、福岡森林管理署長が指定する期日※ただし雨天等の場合は変更有り）
- 6 作業仕様 別紙、作業仕様書のとおり
- 7 請負金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也）

- 8 選択条項
別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
（選択されるものは○印、削除されるものは×印）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

9 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

10 特約事項

飛行に必要な運航上の諸準備及び航空法上必要とする諸手続は、すべて請負者が行うものとする。

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 福岡森林管理署長 平井郁明と 請負者 ○○○○○○ ○○○○ は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年○○月○○日

発注者 住所 福岡県福岡市早良区百道1-16-29
(甲)

分任支出負担行為担当官
福岡森林管理署長 平井 郁明 印

請負者 住所 ○○○○○○
(乙) ○○○○○○
○○○○○

○○○○ 印

明細書No. 1

内 訳 書

松くい虫防除(無人航空機散布)

福岡市東区

単価No.	名称	仕様・摘要	数量	単位	備考
	散布面積		28.41	ha	
	薬剤購入	ネオニコチノイド系薬剤	0		※薬剤の種類により異なるため未記載
	散布量		30	ℓ/ha	
	総散布量		0		※薬剤の種類により異なるため未記載
	希釈倍数			倍	※薬剤の種類により異なるため未記載
	散布回数		1	回	
セット人員	ヘリオペレーター		2	名	
	合図マン		2	名	
	高所作業車運転		1	名	
	散布付帯作業		1	名	
セット延人員	ヘリオペレーター		6	名	
	合図マン		6	名	
	高所作業車運転		3	名	
	散布付帯作業		3	名	
その他	警備		16	名	
	高所作業車		3	台	
	大気検査		8	体	

松くい虫防除（無人航空機散布）作業仕様書

1. 作業実施に当たっては、対象松林の梢端が見える場所で散布することとし、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上、必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。
ただし、気象条件に対する飛行条件については、関係者等と協議して決定すること。
2. 本作業仕様書及び図面に対し質疑があるときは、監督職員の指示によること。
3. 無人航空機の諸作業は、農薬取締法その他の関係諸法令及び農林水産省が定める「空中散布等の基準」の定めるところに従うこと。
4. 各箇所におけるヘリポートの設営は、ヘリの離着陸に必要な条件を満たすように飛行開始までに乙において実施することとし、ヘリポートの設営状況において甲に連絡し、甲は必要に応じ担当者を派遣し、その可否について調査する。
5. 旗やUF0風船等による標識類及び離着陸に必要な準備は、甲と協議しながら、乙において作業日までに行うこと。
6. 乙は、散布区域の周囲及び架線等の障害物について、旗等の標識や図面により事前に確認しておくこと。
7. 薬剤の散布に当たっては、以下に留意すること。
 - （1）散布日時は、事業実施計画に基づき実施することとするが、事前に必要事項等について関係者を含めた十分な打ち合わせを行うこと。
 - （2）機種、散布装置は、農林水産航空協会の定期整備検査に合格したもので、必ず使用年度の定期検査証を貼付したものを使用すること。
 - （3）気流の安定した時間帯に散布飛行を行うものとし、地上1.5mの位置における風速が3m/秒を超えるときは散布飛行を行わないものとする。
 - （4）風向・風速に注意して、散布場所以外に農薬が飛散しないように努め、場合によっては飛行コースや飛行高度、飛行速度を変更するなどの飛散防止対策を行うこと。
 - （5）オペレーターや作業者などは必ず風上側に位置すること。
 - （6）降雨中、降雨直後及び散布後まもなく雨が予想されるときは、散布薬剤が松枝に定着しにくく、また、霧の時は散布区域の誤認等による危被害発生の恐れがある。これらに該当するときは、散布は行わないものとする。
 - （7）散布は、林縁まで均等にまきむらのないように散布すること。
 - （8）機体等の洗浄は、洗浄水等が河川等に流入しない場所で行うこと。
8. 散布による危被害等が発生した場合、または、その恐れがあると考えられた場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
9. 飛行記録は乙においてその都度記録し、散布終了後甲に提出すること。

10. 散布等の基準は、以下のとおりとする。
 - (1) 飛行速度は、平均時速10km/h～20km/hとする。
 - (2) 散布飛行高度は、松林の梢端から3m～4mの高さの間とする。
 - (3) 飛行間隔は、5m～7.5mとする。
11. 散布薬剤の種類、数量、希釈倍数、散布回数等は、別紙「事業実施計画書」のとおりとする。
12. 薬剤の保管、取扱い及び危被害防止については、以下に留意すること。
 - (1) 毒物又は劇物に指定された薬剤については、毒物及び劇物取締法の規定を遵守すること。
 - (2) 薬剤に記載されている注意書きを遵守することとし、他の薬剤と混合しないこと。
 - (3) 薬剤は、密閉して火気のない倉庫等に厳重に保管すること。
 - (4) 薬剤を取り扱う作業員、積込従事者等は、皮膚の露出部を少なくするとともに、防汚衣、保護具等を着用すること。
 - (5) 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔、手足等の露出部を石けんでよく洗うとともにうがいをする。
 - (6) 作業終了後は、防汚衣、保護具等も含めて、洗浄等を行うこと。
 - (7) 薬剤の運搬に当たっては、紛失を防止するため、積卸しの都度、数量の確認をすること。また、運搬中に薬剤のこぼれ防止に万全を期すこと。
 - (8) 薬剤の運搬は、当日散布可能な数量のみとし、残量が生じたとしても林内に放置することなく所定の場所へ保管すること。
 - (9) 薬剤の希釈、積込中に、河川、用水路等に流入しないよう注意すること。
 - (10) 人家、桑畑等の危被害対象物の付近で散布するときは、薬剤の飛散状況を常にチェックし、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意するとともに、人や家畜類等近寄らせないように注意すること。
 - (11) 薬剤に希釈、積込に使用した器具等は、作業終了の都度、水洗いすること。
この場合の水洗いは、水産動植物への影響を避けるため、河川、用水路等では行わないこと。
 - (12) 使用済みの薬剤の容器は、林内に放置し、または、河川等に被害を及ぼす恐れのある場所等に投棄することなく、当日の使用量を確認して保管し、監督職員の検認を受けてから処分すること。
13. 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
14. 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
15. 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。
16. 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、乙の負担において行うこと。
17. 本通知に規定した資格、又は研修を受けた者が責任者として従事すること。
18. その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

仕 様 書

- 1 作業名 松くい虫防除事業（無人航空機散布作業）請負
- 2 購入薬剤 ネオニコチノイド系薬剤
（1回散布で効果があるもの）
- 3 薬剤数量 原液 ○○○○ℓ
- 4 希釈倍数 ○○倍（1 ha あたり散布量30ℓ）
- 5 散布箇所 黒山国有林47い林小班外（別添、図面参照）
- 6 散布面積 28.41 ha
- 7 散布回数 1回
- 8 散布期日 5月～6月の期間のうちで、福岡森林管理署長が指定する期日（ただし、指定日でも雨天等の場合は、変更有り。変更に伴うリスクは業者負担とする。）
- 9 散布時間帯 午前5時から約6時間以内での散布を基本とする。
（天候不良等の場合は、散布中止とすることがある。）
- 10 使用機種等 無人航空機の機種、散布装置は、農林水産航空協会の定期整備検査に合格したもの。
- 11 その他 ①具体的な作業内容については、「松くい虫防除(無人航空機散布)作業仕様書」のとおりとし、特に住宅、農作物等への危被害が生じないように必要な対策を行い、福岡森林管理署と入念な打合せを行うこと。
②大気検査については福岡森林管理署の指定した箇所において指定した検体数調査・分析を専門業者に依頼すること。
③その他、作業に必要と見込まれる旗や UFO 風船等の標識類等の費用は、全て請負者負担とする。
④告知看板等の設置・書き替え・回収撤去作業は全て請負者負担により責任を持って実施することとする。
⑤使用薬剤容器は責任をもって収去すること。
⑥同種事業や他業者がとなりあう場合は、お互い連携を取り事業に支障をきたさないよう努力すること。
⑦事業にあたって事前の地元説明・配慮等は適切丁寧に行うものとし、森林管理署より協力を求められた場合は、事業計画書はもとより必要資料等を準備しておくこと。また、各種説明会等要請を受けた場合は必ず立ち会うこと。
⑧請負者は、作業実施箇所周辺松枯れ被害の現状等を把握し、事業を丁寧に進めること。

令和8年度 松くい虫予防散布事業（無人航空機）

福岡市 区域図

縮尺：1万5千分の1



凡例	
国有林区域	
散布区域 無人ヘリ	